

議案第 27 号

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 25 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 27 年人事院勧告を踏まえた給与改定など人事行政運営の見直しに伴い、この案を提出するものである。

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年米原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第3条 米原市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「412,200円」を「413,300円」に改め、同項第2号中「50,300円」を「50,500円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「、6月支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

付則第15項中「100分の1.125」を「、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275」に、「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改める。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	

27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100

57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	407,800	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		

87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			

	117		300,700					
	118		300,900					
	119		301,200					
	120		301,500					
	121		301,900					
	122		302,100					
	123		302,400					
	124		302,700					
	125		303,000					
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000

12	280,100	362,200	424,700	494,100
13	283,900	365,300	427,200	496,200
14	287,900	368,900	429,700	498,300
15	291,800	372,300	432,100	500,400
16	295,700	376,000	434,600	502,500
17	299,500	379,600	436,800	504,600
18	303,100	382,300	439,200	506,600
19	306,600	385,100	441,600	508,600
20	310,200	387,900	444,000	510,600
21	313,800	390,800	446,000	512,400
22	317,500	393,400	448,400	514,200
23	321,000	396,000	450,800	516,100
24	324,700	398,600	453,100	518,000
25	328,200	400,900	455,300	519,700
26	331,000	403,200	457,600	521,500
27	333,700	405,500	459,800	523,300
28	336,300	407,800	462,100	525,100
29	339,100	410,200	464,300	527,000
30	341,400	412,300	466,600	528,800
31	343,600	414,300	468,900	530,600
32	346,000	416,400	471,100	532,400
33	348,400	418,500	473,100	534,000
34	350,800	420,500	475,200	535,800
35	353,100	422,500	477,300	537,500
36	355,600	424,500	479,400	539,300
37	358,000	426,600	481,500	540,900
38	360,400	428,600	483,300	542,500
39	362,800	430,600	485,100	543,900
40	365,200	432,600	486,900	545,500
41	367,500	434,600	488,600	547,000

42	368,900	436,400	490,400	548,400
43	370,400	438,100	492,200	549,800
44	371,900	439,900	494,000	551,100
45	373,400	441,800	495,600	552,300
46	374,800	443,600	497,300	553,300
47	376,300	445,400	499,100	554,300
48	377,800	447,100	500,900	555,300
49	379,100	448,900	502,500	556,300
50	380,100	450,600	503,800	557,200
51	381,100	452,400	505,100	558,100
52	382,100	454,200	506,400	559,000
53	383,100	456,100	507,700	559,800
54	384,000	457,300	509,000	560,700
55	384,900	458,500	510,300	561,600
56	385,800	459,700	511,600	562,500
57	386,800	460,900	512,600	563,400
58	387,700	461,900	513,400	564,300
59	388,500	462,900	514,200	565,200
60	389,300	463,900	515,000	565,900
61	390,100	464,700	515,900	566,800
62	390,600	465,400	516,700	567,700
63	391,000	466,100	517,600	568,600
64	391,500	466,800	518,400	569,500
65	391,800	467,500	519,300	570,400
66		468,200	520,200	
67		468,900	520,900	
68		469,600	521,800	
69		470,100	522,700	
70		470,800	523,500	
71		471,500	524,400	

72			472,200	525,300	
73			472,600	526,100	
74			473,200	527,000	
75			473,900	527,900	
76			474,600	528,600	
77			475,000	529,400	
78			475,600	530,300	
79			476,200	531,200	
80			476,700	532,100	
81			477,300	532,900	
82			477,800	533,800	
83			478,300	534,700	
84			478,800	535,600	
85			479,200	536,400	
86			479,800	537,300	
87			480,200	538,200	
88			480,700	539,100	
89			481,200	539,900	
90			481,800		
91			482,400		
92			482,800		
93			483,300		
94			483,900		
95			484,500		
96			485,100		
97			485,600		
再任用職員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師および歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300
	2	159,800	188,000	236,100	258,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300
	5	164,200	194,200	241,100	261,200
	6	165,700	196,500	242,400	262,200
	7	167,200	198,800	243,600	263,000
	8	168,700	201,100	244,900	264,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200
	10	171,700	204,900	247,100	266,000
	11	173,300	206,300	248,000	267,200
	12	174,900	207,700	249,000	268,400
	13	176,400	209,100	250,300	269,700
	14	178,400	210,600	251,400	271,100
	15	180,400	212,100	252,200	272,300
	16	182,400	213,300	253,200	273,800
	17	184,600	214,700	254,100	275,200
	18	186,700	216,200	255,000	276,600
	19	188,800	217,700	256,000	277,900
	20	190,900	219,200	257,000	279,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000
	22	195,200	222,300	258,900	282,600
	23	197,400	224,000	259,900	284,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600
	25	201,600	227,100	262,100	286,900
	26	202,900	228,800	263,500	288,700
27	204,200	230,500	264,700	290,500	

28	205,500	232,200	266,100	292,200
29	206,700	233,800	267,400	293,800
30	207,900	235,200	268,900	295,500
31	209,200	236,500	270,500	297,100
32	210,400	237,700	272,000	298,800
33	211,700	239,000	273,600	300,300
34	213,000	240,100	275,100	301,800
35	214,300	241,000	276,400	303,400
36	215,600	242,100	277,800	305,000
37	217,000	243,200	279,400	306,500
38	218,400	244,300	280,800	307,900
39	219,800	245,200	282,300	309,500
40	221,200	246,300	283,700	311,100
41	222,200	247,100	285,300	312,700
42	223,600	248,000	286,900	314,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500
44	226,400	249,900	290,000	317,000
45	227,600	250,800	291,400	318,100
46	229,000	251,800	292,800	319,500
47	230,300	252,800	294,300	320,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400
49	232,700	254,800	297,100	323,500
50	233,800	256,000	298,400	324,900
51	234,800	257,200	299,800	326,200
52	235,900	258,500	301,200	327,500
53	237,000	259,700	302,700	328,900
54	238,100	261,200	304,000	330,300
55	239,100	262,600	305,400	331,700
56	240,100	264,100	306,800	333,000
57	241,100	265,700	307,900	333,900

58	242,100	267,300	309,100	335,200
59	242,900	268,800	310,300	336,400
60	243,900	270,400	311,700	337,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800
62	245,900	273,300	314,100	339,700
63	246,800	274,800	315,400	340,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200
65	248,700	277,800	317,900	343,300
66	249,700	279,300	319,200	344,500
67	250,800	280,800	320,500	345,700
68	251,800	282,300	321,800	346,800
69	252,700	283,500	322,500	347,800
70	253,800	285,000	323,600	348,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900
72	256,200	287,900	325,600	351,000
73	257,600	289,100	326,900	351,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900
75	260,200	291,900	328,700	354,000
76	261,500	293,200	329,900	355,100
77	262,500	294,700	331,000	355,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600
79	264,900	297,200	333,300	357,400
80	266,200	298,500	334,500	358,100
81	267,300	299,300	335,600	358,700
82	268,300	300,500	336,700	359,200
83	269,400	301,600	337,700	359,800
84	270,500	302,800	338,800	360,300
85	271,400	303,900	339,700	360,900
86	272,300	305,100	340,700	361,400
87	273,400	306,300	341,600	362,000

88	274, 500	307, 400	342, 600	362, 500
89	275, 500	308, 700	343, 600	362, 900
90	276, 400	309, 900	344, 400	363, 300
91	277, 400	311, 100	345, 200	363, 900
92	278, 400	312, 300	346, 000	364, 400
93	279, 400	313, 100	346, 600	364, 700
94	280, 400	313, 800	347, 200	365, 200
95	281, 300	314, 500	347, 900	365, 600
96	282, 300	315, 100	348, 500	365, 900
97	283, 200	315, 800	348, 900	366, 500
98	284, 000	316, 100	349, 300	367, 000
99	284, 600	316, 700	349, 800	367, 500
100	285, 500	317, 400	350, 200	368, 000
101	286, 300	317, 800	350, 700	368, 600
102	287, 100	318, 400	351, 100	369, 100
103	287, 900	319, 000	351, 600	369, 600
104	288, 700	319, 600	352, 000	370, 000
105	289, 400	320, 000	352, 300	370, 600
106	289, 900	320, 500	352, 800	371, 100
107	290, 400	321, 000	353, 200	371, 600
108	290, 900	321, 500	353, 500	372, 100
109	291, 100	321, 900	354, 000	372, 700
110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100
111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600
112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100
113	292, 300	323, 300	356, 000	374, 700
114	292, 500	323, 700	356, 500	
115	292, 900	324, 100	357, 000	
116	293, 200	324, 400	357, 400	
117	293, 500	324, 600	357, 800	

118	293, 800	324, 900	358, 200
119	294, 100	325, 300	358, 700
120	294, 500	325, 500	359, 200
121	294, 800	325, 700	359, 600
122	295, 200	326, 000	360, 100
123	295, 500	326, 300	360, 600
124	295, 900	326, 600	361, 100
125	296, 100	326, 800	361, 400
126	296, 300	327, 100	
127	296, 600	327, 500	
128	297, 000	327, 700	
129	297, 200	327, 800	
130	297, 500	328, 100	
131	297, 900	328, 500	
132	298, 300	328, 700	
133	298, 500	329, 000	
134	298, 800	329, 400	
135	299, 200	329, 800	
136	299, 500	330, 200	
137	299, 700	330, 500	
138	300, 000	330, 900	
139	300, 400	331, 300	
140	300, 700	331, 700	
141	300, 900	332, 000	
142	301, 300	332, 400	
143	301, 700	332, 700	
144	302, 000	333, 100	
145	302, 100	333, 400	
146	302, 400	333, 800	
147	302, 700	334, 200	

148	303,100	334,600		
149	303,300	334,900		
150	303,500	335,300		
151	303,800	335,700		
152	304,100	336,100		
153	304,500	336,400		
154	304,700			
155	304,900			
156	305,200			
157	305,500			
158	305,800			
159	306,100			
160	306,400			
161	306,800			
162	307,100			
163	307,400			
164	307,700			
165	308,100			
166	308,400			
167	308,700			
168	309,000			
169	309,400			
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第5条 米原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に改める。

第6条第3項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段と

して次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第 29 条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 6 条第 4 項中「規定により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第 5 項中「超える職員の」の次に「第 3 項の規定による」を加え、「前項の規定にかかわらず、第 3 項」を「同項前段」に、「良好である」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第 23 条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第 2 項第 1 号中「、6 月支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」を「100 分の 80」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 35、12 月に支給する場合においては 100 分の 40」を「100 分の 37.5」に改める。

第 32 条第 3 号中「米原市職員組合」の次に「、米原市臨時嘱託職員労働組合」を加える。
付則第 6 項中「1 年」を「1 年を超えない範囲で規則で定める期間」に改める。

付則第 15 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分の 1.125、12 月に支給する場合においては 100 分の 1.275」を「100 分の 1.2」に、「、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 85」を「100 分の 80」に改める。

別表第 3 中「行政職給料表級別標準職務表」を「行政職給料表等級別基準職務表」に、「医療職給料表(1)級別標準職務表」を「医療職給料表(1)等級別基準職務表」に、「医療職給料表(2)級別標準職務表」を「医療職給料表(2)等級別基準職務表」に改める。

(米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 6 条 米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年米原市条例第213号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 9 号を第11号とし、第 8 号を第10号とし、同条第 7 号中「および勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 3 条中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例(平成27年米原市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号級	給料月額(円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

第8条第1項の表を次のように改める。

職務の給	給料月額(円)
1級	144,600
2級	157,300
3級	176,700
4級	216,400

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例(付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する

条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

- 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

- 7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第7項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u> (施行期日等)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。</u> (米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 <u>平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。</u> (米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>4 <u>米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。</u></p>	<p>米原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条以下 略</p>

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成27年米原市条例第21号)付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成17年米原市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正後	現 行
米原市特別職の職員の給与等に関する条例 第1条 略 (給与)	米原市特別職の職員の給与等に関する条例 第1条 略 (給与)

第2条 略

2 略

3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

4・5 略

第3条以下 略

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 略

2 略

3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

4・5 略

第3条以下 略

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

（米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（給与の内払）

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
米原市特別職の職員の給与等に関する条例	米原市特別職の職員の給与等に関する条例

第1条 略

(給与)

第2条 略

2 略

3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

4・5 略

第3条以下 略

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間

第1条 略

(給与)

第2条 略

2 略

3 期末手当の額は、給料月額に一般職の職員の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号）第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額および給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

4・5 略

第3条以下 略

の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第12条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>413,300円</u></p> <p>（2） 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>50,500円</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条～第22条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額</p>	<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第12条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対して、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。</p> <p>（1） 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>412,200円</u></p> <p>（2） 医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で規則で定めるもの 月額 <u>50,300円</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第13条～第22条の3 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第23条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額</p>

とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項および付則第12項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

第23条の2～第33条 略

付 則

(施行期日)

1～14 略

15 付則第12項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の1.125を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項および付則第12項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

3～5 略

第23条の2～第33条 略

付 則

(施行期日)

1～14 略

15 付則第12項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

は100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額	額
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
員以	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
外の	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
職員	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月	給料月
		額	額	額	額	額	額	額
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
員以	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
外の	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
職員	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100

17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100

17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800
37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000

42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	

42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	

67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	407,800
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	

67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	

92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800
94		293,600	341,400		
95		294,000	341,900		
96		294,400	342,300		
97		294,600	342,400		
98		294,900	342,900		
99		295,300	343,300		
100		295,700	343,600		
101		295,900	343,900		
102		296,200	344,300		
103		296,600	344,700		
104		296,900	345,100		
105		297,100	345,600		
106		297,400	346,000		
107		297,800	346,400		
108		298,100	346,800		
109		298,300	347,300		
110		298,700	347,700		
111		299,100	348,000		
112		299,400	348,300		
113		299,500	348,800		
114		299,800			
115		300,100			
116		300,500			

92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		
111		298,000	346,900		
112		298,300	347,200		
113		298,400	347,700		
114		298,700			
115		299,000			
116		299,400			

117	300,700							
118	300,900							
119	301,200							
120	301,500							
121	301,900							
122	302,100							
123	302,400							
124	302,700							
125	303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900

117	299,600							
118	299,800							
119	300,100							
120	300,400							
121	300,800							
122	301,000							
123	301,300							
124	301,600							
125	301,900							
再任用職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600
	2	242,600	328,800	395,500	470,900
	3	245,100	331,900	398,400	473,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500

<u>5</u>	<u>253,100</u>	<u>340,300</u>	<u>405,700</u>	<u>479,200</u>
<u>6</u>	<u>256,900</u>	<u>343,600</u>	<u>408,400</u>	<u>481,400</u>
<u>7</u>	<u>260,700</u>	<u>346,800</u>	<u>411,200</u>	<u>483,600</u>
<u>8</u>	<u>264,500</u>	<u>349,900</u>	<u>414,000</u>	<u>485,800</u>
<u>9</u>	<u>268,100</u>	<u>352,900</u>	<u>416,600</u>	<u>487,800</u>
<u>10</u>	<u>272,100</u>	<u>355,900</u>	<u>419,300</u>	<u>489,900</u>
<u>11</u>	<u>276,100</u>	<u>359,000</u>	<u>422,000</u>	<u>492,000</u>
<u>12</u>	<u>280,100</u>	<u>362,200</u>	<u>424,700</u>	<u>494,100</u>
<u>13</u>	<u>283,900</u>	<u>365,300</u>	<u>427,200</u>	<u>496,200</u>
<u>14</u>	<u>287,900</u>	<u>368,900</u>	<u>429,700</u>	<u>498,300</u>
<u>15</u>	<u>291,800</u>	<u>372,300</u>	<u>432,100</u>	<u>500,400</u>
<u>16</u>	<u>295,700</u>	<u>376,000</u>	<u>434,600</u>	<u>502,500</u>
<u>17</u>	<u>299,500</u>	<u>379,600</u>	<u>436,800</u>	<u>504,600</u>
<u>18</u>	<u>303,100</u>	<u>382,300</u>	<u>439,200</u>	<u>506,600</u>
<u>19</u>	<u>306,600</u>	<u>385,100</u>	<u>441,600</u>	<u>508,600</u>
<u>20</u>	<u>310,200</u>	<u>387,900</u>	<u>444,000</u>	<u>510,600</u>
<u>21</u>	<u>313,800</u>	<u>390,800</u>	<u>446,000</u>	<u>512,400</u>
<u>22</u>	<u>317,500</u>	<u>393,400</u>	<u>448,400</u>	<u>514,200</u>
<u>23</u>	<u>321,000</u>	<u>396,000</u>	<u>450,800</u>	<u>516,100</u>
<u>24</u>	<u>324,700</u>	<u>398,600</u>	<u>453,100</u>	<u>518,000</u>
<u>25</u>	<u>328,200</u>	<u>400,900</u>	<u>455,300</u>	<u>519,700</u>
<u>26</u>	<u>331,000</u>	<u>403,200</u>	<u>457,600</u>	<u>521,500</u>
<u>27</u>	<u>333,700</u>	<u>405,500</u>	<u>459,800</u>	<u>523,300</u>
<u>28</u>	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>	<u>525,100</u>
<u>29</u>	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>	<u>527,000</u>

<u>5</u>	<u>249,900</u>	<u>337,800</u>	<u>404,000</u>	<u>477,800</u>
<u>6</u>	<u>253,700</u>	<u>341,100</u>	<u>406,800</u>	<u>480,000</u>
<u>7</u>	<u>257,500</u>	<u>344,400</u>	<u>409,600</u>	<u>482,200</u>
<u>8</u>	<u>261,300</u>	<u>347,700</u>	<u>412,400</u>	<u>484,400</u>
<u>9</u>	<u>264,900</u>	<u>350,700</u>	<u>415,000</u>	<u>486,500</u>
<u>10</u>	<u>268,900</u>	<u>353,900</u>	<u>417,700</u>	<u>488,600</u>
<u>11</u>	<u>272,900</u>	<u>357,100</u>	<u>420,400</u>	<u>490,700</u>
<u>12</u>	<u>276,900</u>	<u>360,300</u>	<u>423,100</u>	<u>492,800</u>
<u>13</u>	<u>280,700</u>	<u>363,400</u>	<u>425,600</u>	<u>494,900</u>
<u>14</u>	<u>284,700</u>	<u>367,100</u>	<u>428,100</u>	<u>497,000</u>
<u>15</u>	<u>288,700</u>	<u>370,700</u>	<u>430,500</u>	<u>499,100</u>
<u>16</u>	<u>292,700</u>	<u>374,400</u>	<u>433,000</u>	<u>501,200</u>
<u>17</u>	<u>296,500</u>	<u>378,000</u>	<u>435,200</u>	<u>503,300</u>
<u>18</u>	<u>300,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,600</u>	<u>505,300</u>
<u>19</u>	<u>303,700</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,300</u>
<u>20</u>	<u>307,300</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,300</u>
<u>21</u>	<u>311,000</u>	<u>389,200</u>	<u>444,500</u>	<u>511,100</u>
<u>22</u>	<u>314,800</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	<u>512,900</u>
<u>23</u>	<u>318,500</u>	<u>394,400</u>	<u>449,300</u>	<u>514,800</u>
<u>24</u>	<u>322,200</u>	<u>397,000</u>	<u>451,600</u>	<u>516,700</u>
<u>25</u>	<u>325,800</u>	<u>399,400</u>	<u>453,800</u>	<u>518,400</u>
<u>26</u>	<u>328,600</u>	<u>401,700</u>	<u>456,100</u>	<u>520,200</u>
<u>27</u>	<u>331,400</u>	<u>404,000</u>	<u>458,400</u>	<u>522,000</u>
<u>28</u>	<u>334,200</u>	<u>406,300</u>	<u>460,700</u>	<u>523,800</u>
<u>29</u>	<u>337,000</u>	<u>408,700</u>	<u>462,900</u>	<u>525,700</u>

<u>30</u>	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>	<u>528,800</u>
<u>31</u>	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>	<u>530,600</u>
<u>32</u>	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>	<u>532,400</u>
<u>33</u>	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>	<u>534,000</u>
<u>34</u>	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>	<u>535,800</u>
<u>35</u>	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>	<u>537,500</u>
<u>36</u>	<u>355,600</u>	<u>424,500</u>	<u>479,400</u>	<u>539,300</u>
<u>37</u>	<u>358,000</u>	<u>426,600</u>	<u>481,500</u>	<u>540,900</u>
<u>38</u>	<u>360,400</u>	<u>428,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,500</u>
<u>39</u>	<u>362,800</u>	<u>430,600</u>	<u>485,100</u>	<u>543,900</u>
<u>40</u>	<u>365,200</u>	<u>432,600</u>	<u>486,900</u>	<u>545,500</u>
<u>41</u>	<u>367,500</u>	<u>434,600</u>	<u>488,600</u>	<u>547,000</u>
<u>42</u>	<u>368,900</u>	<u>436,400</u>	<u>490,400</u>	<u>548,400</u>
<u>43</u>	<u>370,400</u>	<u>438,100</u>	<u>492,200</u>	<u>549,800</u>
<u>44</u>	<u>371,900</u>	<u>43,9900</u>	<u>494,000</u>	<u>551,100</u>
<u>45</u>	<u>373,400</u>	<u>441,800</u>	<u>495,600</u>	<u>552,300</u>
<u>46</u>	<u>374,800</u>	<u>443,600</u>	<u>497,300</u>	<u>553,300</u>
<u>47</u>	<u>376,300</u>	<u>445,400</u>	<u>499,100</u>	<u>554,300</u>
<u>48</u>	<u>377,800</u>	<u>447,100</u>	<u>500,900</u>	<u>555,300</u>
<u>49</u>	<u>379,100</u>	<u>448,900</u>	<u>502,500</u>	<u>556,300</u>
<u>50</u>	<u>380,100</u>	<u>450,600</u>	<u>503,800</u>	<u>557,200</u>
<u>51</u>	<u>381,100</u>	<u>452,400</u>	<u>505,100</u>	<u>558,100</u>
<u>52</u>	<u>382,100</u>	<u>454,200</u>	<u>506,400</u>	<u>559,000</u>
<u>53</u>	<u>383,100</u>	<u>456,100</u>	<u>507,700</u>	<u>559,800</u>
<u>54</u>	<u>384,000</u>	<u>457,300</u>	<u>509,000</u>	<u>560,700</u>

<u>30</u>	<u>339,400</u>	<u>410,800</u>	<u>465,200</u>	<u>527,500</u>
<u>31</u>	<u>341,800</u>	<u>412,800</u>	<u>467,500</u>	<u>529,300</u>
<u>32</u>	<u>344,200</u>	<u>414,900</u>	<u>469,800</u>	<u>531,100</u>
<u>33</u>	<u>346,600</u>	<u>417,000</u>	<u>471,800</u>	<u>532,700</u>
<u>34</u>	<u>349,100</u>	<u>419,000</u>	<u>473,900</u>	<u>534,500</u>
<u>35</u>	<u>351,500</u>	<u>421,000</u>	<u>476,000</u>	<u>536,200</u>
<u>36</u>	<u>354,000</u>	<u>423,000</u>	<u>478,100</u>	<u>538,000</u>
<u>37</u>	<u>356,400</u>	<u>425,100</u>	<u>480,200</u>	<u>539,600</u>
<u>38</u>	<u>358,800</u>	<u>427,100</u>	<u>482,000</u>	<u>541,200</u>
<u>39</u>	<u>361,200</u>	<u>429,100</u>	<u>483,800</u>	<u>542,600</u>
<u>40</u>	<u>363,600</u>	<u>431,100</u>	<u>485,600</u>	<u>544,200</u>
<u>41</u>	<u>365,900</u>	<u>433,100</u>	<u>487,300</u>	<u>545,700</u>
<u>42</u>	<u>367,400</u>	<u>434,900</u>	<u>489,100</u>	<u>547,100</u>
<u>43</u>	<u>368,900</u>	<u>436,700</u>	<u>490,900</u>	<u>548,500</u>
<u>44</u>	<u>370,400</u>	<u>438,500</u>	<u>492,700</u>	<u>549,800</u>
<u>45</u>	<u>371,900</u>	<u>440,400</u>	<u>494,300</u>	<u>551,000</u>
<u>46</u>	<u>373,300</u>	<u>442,200</u>	<u>496,000</u>	<u>552,000</u>
<u>47</u>	<u>374,800</u>	<u>444,000</u>	<u>497,800</u>	<u>553,000</u>
<u>48</u>	<u>376,300</u>	<u>445,800</u>	<u>499,600</u>	<u>554,000</u>
<u>49</u>	<u>377,600</u>	<u>447,600</u>	<u>501,200</u>	<u>555,000</u>
<u>50</u>	<u>378,600</u>	<u>449,300</u>	<u>502,500</u>	<u>555,900</u>
<u>51</u>	<u>379,600</u>	<u>451,100</u>	<u>503,800</u>	<u>556,800</u>
<u>52</u>	<u>380,600</u>	<u>452,900</u>	<u>505,100</u>	<u>557,700</u>
<u>53</u>	<u>381,600</u>	<u>454,800</u>	<u>506,400</u>	<u>558,500</u>
<u>54</u>	<u>382,500</u>	<u>456,000</u>	<u>507,700</u>	<u>559,400</u>

<u>55</u>	<u>384,900</u>	<u>458,500</u>	<u>510,300</u>	<u>561,600</u>
<u>56</u>	<u>385,800</u>	<u>459,700</u>	<u>511,600</u>	<u>562,500</u>
<u>57</u>	<u>386,800</u>	<u>460,900</u>	<u>512,600</u>	<u>563,400</u>
<u>58</u>	<u>387,700</u>	<u>461,900</u>	<u>513,400</u>	<u>564,300</u>
<u>59</u>	<u>388,500</u>	<u>462,900</u>	<u>514,200</u>	<u>565,200</u>
<u>60</u>	<u>389,300</u>	<u>463,900</u>	<u>515,000</u>	<u>565,900</u>
<u>61</u>	<u>390,100</u>	<u>464,700</u>	<u>515,900</u>	<u>566,800</u>
<u>62</u>	<u>390,600</u>	<u>465,400</u>	<u>516,700</u>	<u>567,700</u>
<u>63</u>	<u>391,000</u>	<u>466,100</u>	<u>517,600</u>	<u>568,600</u>
<u>64</u>	<u>391,500</u>	<u>466,800</u>	<u>518,400</u>	<u>569,500</u>
<u>65</u>	<u>391,800</u>	<u>467,500</u>	<u>519,300</u>	<u>570,400</u>
<u>66</u>		<u>468,200</u>	<u>520,200</u>	
<u>67</u>		<u>468,900</u>	<u>520,900</u>	
<u>68</u>		<u>469,600</u>	<u>521,800</u>	
<u>69</u>		<u>470,100</u>	<u>522,700</u>	
<u>70</u>		<u>470,800</u>	<u>523,500</u>	
<u>71</u>		<u>471,500</u>	<u>524,400</u>	
<u>72</u>		<u>472,200</u>	<u>525,300</u>	
<u>73</u>		<u>472,600</u>	<u>526,100</u>	
<u>74</u>		<u>473,200</u>	<u>527,000</u>	
<u>75</u>		<u>473,900</u>	<u>527,900</u>	
<u>76</u>		<u>474,600</u>	<u>528,600</u>	
<u>77</u>		<u>475,000</u>	<u>529,400</u>	
<u>78</u>		<u>475,600</u>	<u>530,300</u>	
<u>79</u>		<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	

<u>55</u>	<u>383,400</u>	<u>457,200</u>	<u>509,000</u>	<u>560,300</u>
<u>56</u>	<u>384,300</u>	<u>458,400</u>	<u>510,300</u>	<u>561,200</u>
<u>57</u>	<u>385,300</u>	<u>459,600</u>	<u>511,300</u>	<u>562,100</u>
<u>58</u>	<u>386,200</u>	<u>460,600</u>	<u>512,100</u>	<u>563,000</u>
<u>59</u>	<u>387,000</u>	<u>461,600</u>	<u>512,900</u>	<u>563,900</u>
<u>60</u>	<u>387,900</u>	<u>462,600</u>	<u>513,700</u>	<u>564,600</u>
<u>61</u>	<u>388,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>
<u>62</u>	<u>389,200</u>	<u>464,100</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>
<u>63</u>	<u>389,700</u>	<u>464,800</u>	<u>516,300</u>	<u>567,300</u>
<u>64</u>	<u>390,200</u>	<u>465,500</u>	<u>517,100</u>	<u>568,200</u>
<u>65</u>	<u>390,500</u>	<u>466,200</u>	<u>518,000</u>	<u>569,100</u>
<u>66</u>		<u>466,900</u>	<u>518,900</u>	
<u>67</u>		<u>467,600</u>	<u>519,600</u>	
<u>68</u>		<u>468,300</u>	<u>520,500</u>	
<u>69</u>		<u>468,800</u>	<u>521,400</u>	
<u>70</u>		<u>469,500</u>	<u>522,200</u>	
<u>71</u>		<u>470,200</u>	<u>523,100</u>	
<u>72</u>		<u>470,900</u>	<u>524,000</u>	
<u>73</u>		<u>471,300</u>	<u>524,800</u>	
<u>74</u>		<u>471,900</u>	<u>525,700</u>	
<u>75</u>		<u>472,600</u>	<u>526,600</u>	
<u>76</u>		<u>473,300</u>	<u>527,300</u>	
<u>77</u>		<u>473,700</u>	<u>528,100</u>	
<u>78</u>		<u>474,300</u>	<u>529,000</u>	
<u>79</u>		<u>474,900</u>	<u>529,900</u>	

80		<u>476,700</u>	<u>532,100</u>	
81		<u>477,300</u>	<u>532,900</u>	
82		<u>477,800</u>	<u>533,800</u>	
83		<u>478,300</u>	<u>534,700</u>	
84		<u>478,800</u>	<u>535,600</u>	
85		<u>479,200</u>	<u>536,400</u>	
86		<u>479,800</u>	<u>537,300</u>	
87		<u>480,200</u>	<u>538,200</u>	
88		<u>480,700</u>	<u>539,100</u>	
89		<u>481,200</u>	<u>539,900</u>	
90		<u>481,800</u>		
91		<u>482,400</u>		
92		<u>482,800</u>		
93		<u>483,300</u>		
94		<u>483,900</u>		
95		<u>484,500</u>		
96		<u>485,100</u>		
97		<u>485,600</u>		
再任用 職員	<u>295,000</u>	<u>337,400</u>	<u>391,800</u>	<u>464,800</u>

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師および歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

80		<u>475,400</u>	<u>530,800</u>	
81		<u>476,000</u>	<u>531,600</u>	
82		<u>476,500</u>	<u>532,500</u>	
83		<u>477,000</u>	<u>533,400</u>	
84		<u>477,500</u>	<u>534,300</u>	
85		<u>477,900</u>	<u>535,100</u>	
86		<u>478,500</u>	<u>536,000</u>	
87		<u>478,900</u>	<u>536,900</u>	
88		<u>479,400</u>	<u>537,800</u>	
89		<u>479,900</u>	<u>538,600</u>	
90		<u>480,500</u>		
91		<u>481,100</u>		
92		<u>481,500</u>		
93		<u>482,000</u>		
94		<u>482,600</u>		
95		<u>483,200</u>		
96		<u>483,800</u>		
97		<u>484,300</u>		
再任用 職員	<u>293,800</u>	<u>336,200</u>	<u>390,600</u>	<u>463,700</u>

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師および歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
職員以	1	158,400	185,900	234,300	257,300
外の職	2	159,800	188,000	236,100	258,300
員	3	161,300	190,100	237,900	259,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300
	5	164,200	194,200	241,100	261,200
	6	165,700	196,500	242,400	262,200
	7	167,200	198,800	243,600	263,000
	8	168,700	201,100	244,900	264,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200
	10	171,700	204,900	247,100	266,000
	11	173,300	206,300	248,000	267,200
	12	174,900	207,700	249,000	268,400
	13	176,400	209,100	250,300	269,700
	14	178,400	210,600	251,400	271,100
	15	180,400	212,100	252,200	272,300
	16	182,400	213,300	253,200	273,800
	17	184,600	214,700	254,100	275,200
	18	186,700	216,200	255,000	276,600
	19	188,800	217,700	256,000	277,900
	20	190,900	219,200	257,000	279,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000
	22	195,200	222,300	258,900	282,600

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
職員以	1	155,600	182,900	231,400	254,800
外の職	2	157,000	185,000	233,200	255,800
員	3	158,500	187,100	235,000	256,800
	4	159,900	189,200	236,800	257,900
	5	161,300	191,300	238,200	258,900
	6	162,800	193,600	239,600	260,000
	7	164,300	195,900	240,800	260,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300
	10	168,800	202,000	244,400	264,100
	11	170,400	203,400	245,400	265,400
	12	172,000	204,800	246,500	266,700
	13	173,500	206,200	247,800	268,000
	14	175,500	207,700	248,900	269,500
	15	177,500	209,200	249,900	270,800
	16	179,500	210,500	250,900	272,300
	17	181,700	211,900	251,900	273,700
	18	183,800	213,400	252,900	275,200
	19	185,900	214,900	254,000	276,600
	20	188,000	216,400	255,000	278,100
	21	190,100	217,800	256,000	279,700
	22	192,300	219,500	257,000	281,300

<u>23</u>	<u>197,400</u>	<u>224,000</u>	<u>259,900</u>	<u>284,100</u>
<u>24</u>	<u>199,600</u>	<u>225,700</u>	<u>260,900</u>	<u>285,600</u>
<u>25</u>	<u>201,600</u>	<u>227,100</u>	<u>262,100</u>	<u>286,900</u>
<u>26</u>	<u>202,900</u>	<u>228,800</u>	<u>263,500</u>	<u>288,700</u>
<u>27</u>	<u>204,200</u>	<u>230,500</u>	<u>264,700</u>	<u>290,500</u>
<u>28</u>	<u>205,500</u>	<u>232,200</u>	<u>266,100</u>	<u>292,200</u>
<u>29</u>	<u>206,700</u>	<u>233,800</u>	<u>267,400</u>	<u>293,800</u>
<u>30</u>	<u>207,900</u>	<u>235,200</u>	<u>268,900</u>	<u>295,500</u>
<u>31</u>	<u>209,200</u>	<u>236,500</u>	<u>270,500</u>	<u>297,100</u>
<u>32</u>	<u>210,400</u>	<u>237,700</u>	<u>272,000</u>	<u>298,800</u>
<u>33</u>	<u>211,700</u>	<u>239,000</u>	<u>273,600</u>	<u>300,300</u>
<u>34</u>	<u>213,000</u>	<u>240,100</u>	<u>275,100</u>	<u>301,800</u>
<u>35</u>	<u>214,300</u>	<u>241,000</u>	<u>276,400</u>	<u>303,400</u>
<u>36</u>	<u>215,600</u>	<u>242,100</u>	<u>277,800</u>	<u>305,000</u>
<u>37</u>	<u>217,000</u>	<u>243,200</u>	<u>279,400</u>	<u>306,500</u>
<u>38</u>	<u>218,400</u>	<u>244,300</u>	<u>280,800</u>	<u>307,900</u>
<u>39</u>	<u>219,800</u>	<u>245,200</u>	<u>282,300</u>	<u>309,500</u>
<u>40</u>	<u>221,200</u>	<u>246,300</u>	<u>283,700</u>	<u>311,100</u>
<u>41</u>	<u>222,200</u>	<u>247,100</u>	<u>285,300</u>	<u>312,700</u>
<u>42</u>	<u>223,600</u>	<u>248,000</u>	<u>286,900</u>	<u>314,100</u>
<u>43</u>	<u>225,000</u>	<u>248,900</u>	<u>288,400</u>	<u>315,500</u>
<u>44</u>	<u>226,400</u>	<u>249,900</u>	<u>290,000</u>	<u>317,000</u>
<u>45</u>	<u>227,600</u>	<u>250,800</u>	<u>291,400</u>	<u>318,100</u>
<u>46</u>	<u>229,000</u>	<u>251,800</u>	<u>292,800</u>	<u>319,500</u>
<u>47</u>	<u>230,300</u>	<u>252,800</u>	<u>294,300</u>	<u>320,900</u>

<u>23</u>	<u>194,500</u>	<u>221,200</u>	<u>258,100</u>	<u>282,800</u>
<u>24</u>	<u>196,700</u>	<u>222,900</u>	<u>259,200</u>	<u>284,300</u>
<u>25</u>	<u>198,800</u>	<u>224,300</u>	<u>260,400</u>	<u>285,600</u>
<u>26</u>	<u>200,100</u>	<u>226,000</u>	<u>261,900</u>	<u>287,400</u>
<u>27</u>	<u>201,400</u>	<u>227,700</u>	<u>263,200</u>	<u>289,200</u>
<u>28</u>	<u>202,700</u>	<u>229,400</u>	<u>264,600</u>	<u>290,900</u>
<u>29</u>	<u>203,900</u>	<u>231,000</u>	<u>266,000</u>	<u>292,500</u>
<u>30</u>	<u>205,100</u>	<u>232,400</u>	<u>267,600</u>	<u>294,200</u>
<u>31</u>	<u>206,400</u>	<u>233,700</u>	<u>269,200</u>	<u>295,800</u>
<u>32</u>	<u>207,600</u>	<u>234,900</u>	<u>270,700</u>	<u>297,500</u>
<u>33</u>	<u>208,900</u>	<u>236,300</u>	<u>272,300</u>	<u>299,000</u>
<u>34</u>	<u>210,200</u>	<u>237,400</u>	<u>273,800</u>	<u>300,500</u>
<u>35</u>	<u>211,500</u>	<u>238,400</u>	<u>275,200</u>	<u>302,100</u>
<u>36</u>	<u>212,800</u>	<u>239,600</u>	<u>276,600</u>	<u>303,700</u>
<u>37</u>	<u>214,200</u>	<u>240,800</u>	<u>278,200</u>	<u>305,200</u>
<u>38</u>	<u>215,600</u>	<u>241,900</u>	<u>279,600</u>	<u>306,700</u>
<u>39</u>	<u>217,000</u>	<u>242,900</u>	<u>281,100</u>	<u>308,300</u>
<u>40</u>	<u>218,400</u>	<u>244,000</u>	<u>282,500</u>	<u>309,900</u>
<u>41</u>	<u>219,500</u>	<u>244,900</u>	<u>284,100</u>	<u>311,500</u>
<u>42</u>	<u>220,900</u>	<u>245,900</u>	<u>285,700</u>	<u>312,900</u>
<u>43</u>	<u>222,300</u>	<u>246,900</u>	<u>287,200</u>	<u>314,300</u>
<u>44</u>	<u>223,700</u>	<u>247,900</u>	<u>288,800</u>	<u>315,800</u>
<u>45</u>	<u>224,900</u>	<u>248,900</u>	<u>290,200</u>	<u>316,900</u>
<u>46</u>	<u>226,300</u>	<u>249,900</u>	<u>291,600</u>	<u>318,300</u>
<u>47</u>	<u>227,600</u>	<u>251,000</u>	<u>293,100</u>	<u>319,700</u>

<u>48</u>	<u>231,600</u>	<u>253,800</u>	<u>295,800</u>	<u>322,400</u>
<u>49</u>	<u>232,700</u>	<u>254,800</u>	<u>297,100</u>	<u>323,500</u>
<u>50</u>	<u>233,800</u>	<u>256,000</u>	<u>298,400</u>	<u>324,900</u>
<u>51</u>	<u>234,800</u>	<u>257,200</u>	<u>299,800</u>	<u>326,200</u>
<u>52</u>	<u>235,900</u>	<u>258,500</u>	<u>301,200</u>	<u>327,500</u>
<u>53</u>	<u>237,000</u>	<u>259,700</u>	<u>302,700</u>	<u>328,900</u>
<u>54</u>	<u>238,100</u>	<u>261,200</u>	<u>304,000</u>	<u>330,300</u>
<u>55</u>	<u>239,100</u>	<u>262,600</u>	<u>305,400</u>	<u>331,700</u>
<u>56</u>	<u>240,100</u>	<u>264,100</u>	<u>306,800</u>	<u>333,000</u>
<u>57</u>	<u>241,100</u>	<u>265,700</u>	<u>307,900</u>	<u>333,900</u>
<u>58</u>	<u>242,100</u>	<u>267,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,200</u>
<u>59</u>	<u>242,900</u>	<u>268,800</u>	<u>310,300</u>	<u>336,400</u>
<u>60</u>	<u>243,900</u>	<u>270,400</u>	<u>311,700</u>	<u>337,700</u>
<u>61</u>	<u>244,900</u>	<u>271,800</u>	<u>312,800</u>	<u>338,800</u>
<u>62</u>	<u>245,900</u>	<u>273,300</u>	<u>314,100</u>	<u>339,700</u>
<u>63</u>	<u>246,800</u>	<u>274,800</u>	<u>315,400</u>	<u>340,900</u>
<u>64</u>	<u>247,800</u>	<u>276,200</u>	<u>316,600</u>	<u>342,200</u>
<u>65</u>	<u>248,700</u>	<u>277,800</u>	<u>317,900</u>	<u>343,300</u>
<u>66</u>	<u>249,700</u>	<u>279,300</u>	<u>319,200</u>	<u>344,500</u>
<u>67</u>	<u>250,800</u>	<u>280,800</u>	<u>320,500</u>	<u>345,700</u>
<u>68</u>	<u>251,800</u>	<u>282,300</u>	<u>321,800</u>	<u>346,800</u>
<u>69</u>	<u>252,700</u>	<u>283,500</u>	<u>322,500</u>	<u>347,800</u>
<u>70</u>	<u>253,800</u>	<u>285,000</u>	<u>323,600</u>	<u>348,800</u>
<u>71</u>	<u>255,000</u>	<u>286,500</u>	<u>324,700</u>	<u>349,900</u>
<u>72</u>	<u>256,200</u>	<u>287,900</u>	<u>325,600</u>	<u>351,000</u>

<u>48</u>	<u>228,900</u>	<u>252,100</u>	<u>294,600</u>	<u>321,200</u>
<u>49</u>	<u>230,000</u>	<u>253,100</u>	<u>295,900</u>	<u>322,400</u>
<u>50</u>	<u>231,100</u>	<u>254,500</u>	<u>297,200</u>	<u>323,800</u>
<u>51</u>	<u>232,300</u>	<u>255,700</u>	<u>298,600</u>	<u>325,100</u>
<u>52</u>	<u>233,400</u>	<u>257,000</u>	<u>300,000</u>	<u>326,400</u>
<u>53</u>	<u>234,600</u>	<u>258,300</u>	<u>301,500</u>	<u>327,800</u>
<u>54</u>	<u>235,700</u>	<u>259,900</u>	<u>302,800</u>	<u>329,200</u>
<u>55</u>	<u>236,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,200</u>	<u>330,600</u>
<u>56</u>	<u>237,800</u>	<u>262,900</u>	<u>305,600</u>	<u>331,900</u>
<u>57</u>	<u>238,900</u>	<u>264,500</u>	<u>306,700</u>	<u>332,800</u>
<u>58</u>	<u>240,000</u>	<u>266,100</u>	<u>307,900</u>	<u>334,100</u>
<u>59</u>	<u>240,900</u>	<u>267,600</u>	<u>309,200</u>	<u>335,300</u>
<u>60</u>	<u>241,900</u>	<u>269,200</u>	<u>310,600</u>	<u>336,600</u>
<u>61</u>	<u>243,000</u>	<u>270,600</u>	<u>311,700</u>	<u>337,700</u>
<u>62</u>	<u>244,000</u>	<u>272,100</u>	<u>313,000</u>	<u>338,600</u>
<u>63</u>	<u>245,000</u>	<u>273,600</u>	<u>314,300</u>	<u>339,800</u>
<u>64</u>	<u>246,100</u>	<u>275,000</u>	<u>315,500</u>	<u>341,100</u>
<u>65</u>	<u>247,000</u>	<u>276,600</u>	<u>316,800</u>	<u>342,200</u>
<u>66</u>	<u>248,200</u>	<u>278,100</u>	<u>318,100</u>	<u>343,400</u>
<u>67</u>	<u>249,400</u>	<u>279,600</u>	<u>319,400</u>	<u>344,600</u>
<u>68</u>	<u>250,400</u>	<u>281,100</u>	<u>320,700</u>	<u>345,700</u>
<u>69</u>	<u>251,300</u>	<u>282,300</u>	<u>321,400</u>	<u>346,700</u>
<u>70</u>	<u>252,500</u>	<u>283,800</u>	<u>322,500</u>	<u>347,700</u>
<u>71</u>	<u>253,800</u>	<u>285,300</u>	<u>323,600</u>	<u>348,800</u>
<u>72</u>	<u>255,000</u>	<u>286,700</u>	<u>324,500</u>	<u>349,900</u>

<u>73</u>	<u>257,600</u>	<u>289,100</u>	<u>326,900</u>	<u>351,800</u>
<u>74</u>	<u>258,900</u>	<u>290,500</u>	<u>327,600</u>	<u>352,900</u>
<u>75</u>	<u>260,200</u>	<u>291,900</u>	<u>328,700</u>	<u>354,000</u>
<u>76</u>	<u>261,500</u>	<u>293,200</u>	<u>329,900</u>	<u>355,100</u>
<u>77</u>	<u>262,500</u>	<u>294,700</u>	<u>331,000</u>	<u>355,800</u>
<u>78</u>	<u>263,600</u>	<u>296,000</u>	<u>332,200</u>	<u>356,600</u>
<u>79</u>	<u>264,900</u>	<u>297,200</u>	<u>333,300</u>	<u>357,400</u>
<u>80</u>	<u>266,200</u>	<u>298,500</u>	<u>334,500</u>	<u>358,100</u>
<u>81</u>	<u>267,300</u>	<u>299,300</u>	<u>335,600</u>	<u>358,700</u>
<u>82</u>	<u>268,300</u>	<u>300,500</u>	<u>336,700</u>	<u>359,200</u>
<u>83</u>	<u>269,400</u>	<u>301,600</u>	<u>337,700</u>	<u>359,800</u>
<u>84</u>	<u>270,500</u>	<u>302,800</u>	<u>338,800</u>	<u>360,300</u>
<u>85</u>	<u>271,400</u>	<u>303,900</u>	<u>339,700</u>	<u>360,900</u>
<u>86</u>	<u>272,300</u>	<u>305,100</u>	<u>340,700</u>	<u>361,400</u>
<u>87</u>	<u>273,400</u>	<u>306,300</u>	<u>341,600</u>	<u>362,000</u>
<u>88</u>	<u>274,500</u>	<u>307,400</u>	<u>342,600</u>	<u>362,500</u>
<u>89</u>	<u>275,500</u>	<u>308,700</u>	<u>343,600</u>	<u>362,900</u>
<u>90</u>	<u>276,400</u>	<u>309,900</u>	<u>344,400</u>	<u>363,300</u>
<u>91</u>	<u>277,400</u>	<u>311,100</u>	<u>345,200</u>	<u>363,900</u>
<u>92</u>	<u>278,400</u>	<u>312,300</u>	<u>346,000</u>	<u>364,400</u>
<u>93</u>	<u>279,400</u>	<u>313,100</u>	<u>346,600</u>	<u>364,700</u>
<u>94</u>	<u>280,400</u>	<u>313,800</u>	<u>347,200</u>	<u>365,200</u>
<u>95</u>	<u>281,300</u>	<u>314,500</u>	<u>347,900</u>	<u>365,600</u>
<u>96</u>	<u>282,300</u>	<u>315,100</u>	<u>348,500</u>	<u>365,900</u>
<u>97</u>	<u>283,200</u>	<u>315,800</u>	<u>348,900</u>	<u>366,500</u>

<u>73</u>	<u>256,400</u>	<u>287,900</u>	<u>325,800</u>	<u>350,700</u>
<u>74</u>	<u>257,700</u>	<u>289,300</u>	<u>326,500</u>	<u>351,800</u>
<u>75</u>	<u>259,000</u>	<u>290,700</u>	<u>327,600</u>	<u>352,900</u>
<u>76</u>	<u>260,300</u>	<u>292,000</u>	<u>328,800</u>	<u>354,000</u>
<u>77</u>	<u>261,300</u>	<u>293,500</u>	<u>329,900</u>	<u>354,700</u>
<u>78</u>	<u>262,400</u>	<u>294,800</u>	<u>331,100</u>	<u>355,500</u>
<u>79</u>	<u>263,700</u>	<u>296,000</u>	<u>332,200</u>	<u>356,300</u>
<u>80</u>	<u>265,000</u>	<u>297,300</u>	<u>333,400</u>	<u>357,000</u>
<u>81</u>	<u>266,100</u>	<u>298,100</u>	<u>334,500</u>	<u>357,600</u>
<u>82</u>	<u>267,100</u>	<u>299,300</u>	<u>335,600</u>	<u>358,100</u>
<u>83</u>	<u>268,200</u>	<u>300,500</u>	<u>336,600</u>	<u>358,700</u>
<u>84</u>	<u>269,300</u>	<u>301,700</u>	<u>337,700</u>	<u>359,200</u>
<u>85</u>	<u>270,200</u>	<u>302,800</u>	<u>338,600</u>	<u>359,800</u>
<u>86</u>	<u>271,100</u>	<u>304,000</u>	<u>339,600</u>	<u>360,300</u>
<u>87</u>	<u>272,200</u>	<u>305,200</u>	<u>340,500</u>	<u>360,900</u>
<u>88</u>	<u>273,300</u>	<u>306,300</u>	<u>341,500</u>	<u>361,400</u>
<u>89</u>	<u>274,300</u>	<u>307,600</u>	<u>342,500</u>	<u>361,800</u>
<u>90</u>	<u>275,200</u>	<u>308,800</u>	<u>343,300</u>	<u>362,200</u>
<u>91</u>	<u>276,200</u>	<u>310,000</u>	<u>344,100</u>	<u>362,800</u>
<u>92</u>	<u>277,200</u>	<u>311,200</u>	<u>344,900</u>	<u>363,300</u>
<u>93</u>	<u>278,200</u>	<u>312,000</u>	<u>345,500</u>	<u>363,600</u>
<u>94</u>	<u>279,200</u>	<u>312,700</u>	<u>346,100</u>	<u>364,100</u>
<u>95</u>	<u>280,100</u>	<u>313,400</u>	<u>346,800</u>	<u>364,500</u>
<u>96</u>	<u>281,100</u>	<u>314,000</u>	<u>347,400</u>	<u>364,800</u>
<u>97</u>	<u>282,000</u>	<u>314,700</u>	<u>347,800</u>	<u>365,400</u>

<u>98</u>	<u>284,000</u>	<u>316,100</u>	<u>349,300</u>	<u>367,000</u>
<u>99</u>	<u>284,600</u>	<u>316,700</u>	<u>349,800</u>	<u>367,500</u>
<u>100</u>	<u>285,500</u>	<u>317,400</u>	<u>350,200</u>	<u>368,000</u>
<u>101</u>	<u>286,300</u>	<u>317,800</u>	<u>350,700</u>	<u>368,600</u>
<u>102</u>	<u>287,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,100</u>	<u>369,100</u>
<u>103</u>	<u>287,900</u>	<u>319,000</u>	<u>351,600</u>	<u>369,600</u>
<u>104</u>	<u>288,700</u>	<u>319,600</u>	<u>352,000</u>	<u>370,000</u>
<u>105</u>	<u>289,400</u>	<u>320,000</u>	<u>352,300</u>	<u>370,600</u>
<u>106</u>	<u>289,900</u>	<u>320,500</u>	<u>352,800</u>	<u>371,100</u>
<u>107</u>	<u>290,400</u>	<u>321,000</u>	<u>353,200</u>	<u>371,600</u>
<u>108</u>	<u>290,900</u>	<u>321,500</u>	<u>353,500</u>	<u>372,100</u>
<u>109</u>	<u>291,100</u>	<u>321,900</u>	<u>354,000</u>	<u>372,700</u>
<u>110</u>	<u>291,400</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>373,100</u>
<u>111</u>	<u>291,600</u>	<u>322,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,600</u>
<u>112</u>	<u>292,000</u>	<u>322,900</u>	<u>355,500</u>	<u>374,100</u>
<u>113</u>	<u>292,300</u>	<u>323,300</u>	<u>356,000</u>	<u>374,700</u>
<u>114</u>	<u>292,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,500</u>	
<u>115</u>	<u>292,900</u>	<u>324,100</u>	<u>357,000</u>	
<u>116</u>	<u>293,200</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>	
<u>117</u>	<u>293,500</u>	<u>324,600</u>	<u>357,800</u>	
<u>118</u>	<u>293,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,200</u>	
<u>119</u>	<u>294,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,700</u>	
<u>120</u>	<u>294,500</u>	<u>325,500</u>	<u>359,200</u>	
<u>121</u>	<u>294,800</u>	<u>325,700</u>	<u>359,600</u>	
<u>122</u>	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>	<u>360,100</u>	

<u>98</u>	<u>282,800</u>	<u>315,000</u>	<u>348,200</u>	<u>365,900</u>
<u>99</u>	<u>283,500</u>	<u>315,600</u>	<u>348,700</u>	<u>366,400</u>
<u>100</u>	<u>284,400</u>	<u>316,300</u>	<u>349,100</u>	<u>366,900</u>
<u>101</u>	<u>285,200</u>	<u>316,700</u>	<u>349,600</u>	<u>367,500</u>
<u>102</u>	<u>286,000</u>	<u>317,300</u>	<u>350,000</u>	<u>368,000</u>
<u>103</u>	<u>286,800</u>	<u>317,900</u>	<u>350,500</u>	<u>368,500</u>
<u>104</u>	<u>287,600</u>	<u>318,500</u>	<u>350,900</u>	<u>368,900</u>
<u>105</u>	<u>288,300</u>	<u>318,900</u>	<u>351,200</u>	<u>369,500</u>
<u>106</u>	<u>288,800</u>	<u>319,400</u>	<u>351,700</u>	<u>370,000</u>
<u>107</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>	<u>352,100</u>	<u>370,500</u>
<u>108</u>	<u>289,800</u>	<u>320,400</u>	<u>352,400</u>	<u>371,000</u>
<u>109</u>	<u>290,000</u>	<u>320,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,600</u>
<u>110</u>	<u>290,300</u>	<u>321,200</u>	<u>353,400</u>	<u>372,000</u>
<u>111</u>	<u>290,500</u>	<u>321,500</u>	<u>353,900</u>	<u>372,500</u>
<u>112</u>	<u>290,900</u>	<u>321,800</u>	<u>354,400</u>	<u>373,000</u>
<u>113</u>	<u>291,200</u>	<u>322,200</u>	<u>354,900</u>	<u>373,600</u>
<u>114</u>	<u>291,400</u>	<u>322,600</u>	<u>355,400</u>	
<u>115</u>	<u>291,800</u>	<u>323,000</u>	<u>355,900</u>	
<u>116</u>	<u>292,100</u>	<u>323,300</u>	<u>356,300</u>	
<u>117</u>	<u>292,400</u>	<u>323,500</u>	<u>356,700</u>	
<u>118</u>	<u>292,700</u>	<u>323,800</u>	<u>357,100</u>	
<u>119</u>	<u>293,000</u>	<u>324,200</u>	<u>357,600</u>	
<u>120</u>	<u>293,400</u>	<u>324,400</u>	<u>358,100</u>	
<u>121</u>	<u>293,700</u>	<u>324,600</u>	<u>358,500</u>	
<u>122</u>	<u>294,100</u>	<u>324,900</u>	<u>359,000</u>	

<u>123</u>	<u>295,500</u>	<u>326,300</u>	<u>360,600</u>
<u>124</u>	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>	<u>361,100</u>
<u>125</u>	<u>296,100</u>	<u>326,800</u>	<u>361,400</u>
<u>126</u>	<u>296,300</u>	<u>327,100</u>	
<u>127</u>	<u>296,600</u>	<u>327,500</u>	
<u>128</u>	<u>297,000</u>	<u>327,700</u>	
<u>129</u>	<u>297,200</u>	<u>327,800</u>	
<u>130</u>	<u>297,500</u>	<u>328,100</u>	
<u>131</u>	<u>297,900</u>	<u>328,500</u>	
<u>132</u>	<u>298,300</u>	<u>328,700</u>	
<u>133</u>	<u>298,500</u>	<u>329,000</u>	
<u>134</u>	<u>298,800</u>	<u>329,400</u>	
<u>135</u>	<u>299,200</u>	<u>329,800</u>	
<u>136</u>	<u>299,500</u>	<u>330,200</u>	
<u>137</u>	<u>299,700</u>	<u>330,500</u>	
<u>138</u>	<u>300,000</u>	<u>330,900</u>	
<u>139</u>	<u>300,400</u>	<u>331,300</u>	
<u>140</u>	<u>300,700</u>	<u>331,700</u>	
<u>141</u>	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>	
<u>142</u>	<u>301,300</u>	<u>332,400</u>	
<u>143</u>	<u>301,700</u>	<u>332,700</u>	
<u>144</u>	<u>302,000</u>	<u>333,100</u>	
<u>145</u>	<u>302,100</u>	<u>333,400</u>	
<u>146</u>	<u>302,400</u>	<u>333,800</u>	
<u>147</u>	<u>302,700</u>	<u>334,200</u>	

<u>123</u>	<u>294,400</u>	<u>325,200</u>	<u>359,500</u>
<u>124</u>	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>360,000</u>
<u>125</u>	<u>295,000</u>	<u>325,700</u>	<u>360,300</u>
<u>126</u>	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>	
<u>127</u>	<u>295,500</u>	<u>326,400</u>	
<u>128</u>	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>	
<u>129</u>	<u>296,100</u>	<u>326,700</u>	
<u>130</u>	<u>296,400</u>	<u>327,000</u>	
<u>131</u>	<u>296,800</u>	<u>327,400</u>	
<u>132</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>	
<u>133</u>	<u>297,400</u>	<u>327,900</u>	
<u>134</u>	<u>297,700</u>	<u>328,300</u>	
<u>135</u>	<u>298,100</u>	<u>328,700</u>	
<u>136</u>	<u>298,400</u>	<u>329,100</u>	
<u>137</u>	<u>298,600</u>	<u>329,400</u>	
<u>138</u>	<u>298,900</u>	<u>329,800</u>	
<u>139</u>	<u>299,300</u>	<u>330,200</u>	
<u>140</u>	<u>299,600</u>	<u>330,600</u>	
<u>141</u>	<u>299,800</u>	<u>330,900</u>	
<u>142</u>	<u>300,200</u>	<u>331,300</u>	
<u>143</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>	
<u>144</u>	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>	
<u>145</u>	<u>301,000</u>	<u>332,300</u>	
<u>146</u>	<u>301,300</u>	<u>332,700</u>	
<u>147</u>	<u>301,600</u>	<u>333,100</u>	

148	303,100	334,600		
149	303,300	334,900		
150	303,500	335,300		
151	303,800	335,700		
152	304,100	336,100		
153	304,500	336,400		
154	304,700			
155	304,900			
156	305,200			
157	305,500			
158	305,800			
159	306,100			
160	306,400			
161	306,800			
162	307,100			
163	307,400			
164	307,700			
165	308,100			
166	308,400			
167	308,700			
168	309,000			
169	309,400			
再任用 職員	233,900	254,200	261,400	271,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看

148	302,000	333,500		
149	302,200	333,800		
150	302,400	334,200		
151	302,700	334,600		
152	303,000	335,000		
153	303,400	335,300		
154	303,600			
155	303,800			
156	304,100			
157	304,400			
158	304,700			
159	305,000			
160	305,300			
161	305,700			
162	306,000			
163	306,300			
164	306,600			
165	307,000			
166	307,300			
167	307,600			
168	307,900			
169	308,300			
再任用 職員	232,700	253,100	260,300	270,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、

看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3 略

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3 略

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市職員の給与に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、米原市一般職の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する地方公営企業に勤務する者（以下「企業職員」という。）および地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務職員</p>	<p>米原市職員の給与に関する条例</p> <p>目次 略</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項の規定に基づき、米原市一般職の職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号に規定する地方公営企業に勤務する者（以下「企業職員」という。）および地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（企業職員を除く。以下「技能労務職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与に関する事項ならびに技能労務職員</p>

の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。

第2条・第3条 略

(職務の分類)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第3）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度のものでして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第5条 略

(初任給、昇格、昇給の基準)

第6条 略

2 略

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則

の給与の種類および基準に関する事項を定めるものとする。

第2条・第3条 略

(職務の分類)

第4条 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表（別表第3）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度のものでして規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第5条 略

(初任給、昇格、昇給の基準)

第6条 略

2 略

3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 略

第6条の2～第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条および付則第12項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果および基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡し

5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の昇給は、前項の規定にかかわらず、第3項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～9 略

第6条の2～第22条の3 略

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日および12月1日(以下この条および付則第12項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、または死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡し

た日現在。次項および付則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

第23条の2～第31条 略

(給与から控除することができるもの)

第32条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与から控除することができるものは、次に定めるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 米原市職員組合、米原市臨時嘱託職員労働組合、米原市管理職会および米原市職員互助会に係る組合費および会費

(4) 略

第33条 略

付 則

1～5 略

(給料の半減)

6 当分の間、第27条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷および通勤による負傷を除く。）もしくは疾病（公務上の疾病および通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、または疾

た日現在。次項および付則第12項第3号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

第23条の2～第31条 略

(給与から控除することができるもの)

第32条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき、給与から控除することができるものは、次に定めるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 米原市職員組合、米原市管理職会および米原市職員互助会に係る組合費および会費

(4) 略

第33条 略

付 則

1～5 略

(給料の半減)

6 当分の間、第27条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷および通勤による負傷を除く。）もしくは疾病（公務上の疾病および通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、または疾

病に係る就業禁止の措置（規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇または当該措置の開始の日から起算して90日（規則で定める場合にあつては、1年を超えない範囲で規則で定める期間）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇または当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

7～14 略

15 付則第12項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の80を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1・別表第2 略

別表第3（第4条関係）

ア 行政職給料表等級別基準職務表

略

イ 医療職給料表（1）等級別基準職務表

略

ウ 医療職給料表（2）等級別基準職務表

略

付 則
(施行期日等)

病に係る就業禁止の措置（規則で定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇または当該措置の開始の日から起算して90日（規則で定める場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇または当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

7～14 略

15 付則第12項の規定が適用される間、第23条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1・別表第2 略

別表第3（第4条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

略

イ 医療職給料表（1）級別標準職務表

略

ウ 医療職給料表（2）級別標準職務表

略

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行後1年間において行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

（米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第6条第1項、第2項および第4項の項ならびに第18条の表第6条第1項、第2項および第4項の項中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

（米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」

を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
<p>米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 職員の人事評価の状況</u></p> <p><u>(3)～(7) 略</u></p> <p><u>(8) 職員の退職管理の状況</u></p> <p><u>(9) 職員の研修の状況</u></p> <p><u>(10)・(11) 略</u></p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p>	<p>米原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員および非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(6) 略</u></p> <p><u>(7) 職員の研修および勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p>第4条以下 略</p>

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を

「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	現 行																																
<p>米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例 第1条～第6条 略 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号級</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1</u></td><td><u>371,000</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>419,000</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>471,000</u></td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>532,000</u></td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>607,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～5 略 (特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例) 第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1級</u></td><td><u>144,600</u></td></tr></tbody></table>	号級	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>371,000</u>	<u>2</u>	<u>419,000</u>	<u>3</u>	<u>471,000</u>	<u>4</u>	<u>532,000</u>	<u>5</u>	<u>607,000</u>	職務の給	給料月額（円）	<u>1級</u>	<u>144,600</u>	<p>米原市一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例 第1条～第6条 略 (特定任期付職員の給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号級</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1</u></td><td><u>370,000</u></td></tr><tr><td><u>2</u></td><td><u>418,000</u></td></tr><tr><td><u>3</u></td><td><u>470,000</u></td></tr><tr><td><u>4</u></td><td><u>531,000</u></td></tr><tr><td><u>5</u></td><td><u>606,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～5 略 (特定業務等従事任期付職員の給与に関する特例) 第8条 特定業務等従事任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>職務の給</th><th>給料月額（円）</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1級</u></td><td><u>142,100</u></td></tr></tbody></table>	号級	給料月額（円）	<u>1</u>	<u>370,000</u>	<u>2</u>	<u>418,000</u>	<u>3</u>	<u>470,000</u>	<u>4</u>	<u>531,000</u>	<u>5</u>	<u>606,000</u>	職務の給	給料月額（円）	<u>1級</u>	<u>142,100</u>
号級	給料月額（円）																																
<u>1</u>	<u>371,000</u>																																
<u>2</u>	<u>419,000</u>																																
<u>3</u>	<u>471,000</u>																																
<u>4</u>	<u>532,000</u>																																
<u>5</u>	<u>607,000</u>																																
職務の給	給料月額（円）																																
<u>1級</u>	<u>144,600</u>																																
号級	給料月額（円）																																
<u>1</u>	<u>370,000</u>																																
<u>2</u>	<u>418,000</u>																																
<u>3</u>	<u>470,000</u>																																
<u>4</u>	<u>531,000</u>																																
<u>5</u>	<u>606,000</u>																																
職務の給	給料月額（円）																																
<u>1級</u>	<u>142,100</u>																																

2級	157,300
3級	176,700
4級	216,400

2・3 略

第9条以下 略

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条および第5条から第7条までの改正規定ならびに付則第3項、付則第4項および第6項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正後の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（付則第7項においてこれらを「改正後の給与等条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(米原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成29年1月1日までに行われる第5条の規定による改正後の米原市職員の給与に関する条例第6条第3項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日」とする。

(米原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 米原市職員の育児休業等に関する条例（平成17年米原市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第16条の表第6条および第18条の表中「および第4項」を「、第4項および第5項」に改める。

(米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年米原市条例第21号）付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成17年米原市

2級	154,800
3級	174,200
4級	213,900

2・3 略

第9条以下 略

条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例付則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第6条による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(給与の内払)

7 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の米原市特別職の職員の給与等に関する条例、第4条の規定による改正前の米原市職員の給与に関する条例および付則第5項の規定による改正前の米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

米原市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（付則第4項関係）

改正後			現 行		
米原市職員の育児休業等に関する条例 第1条～第15条 略 (育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例) 第16条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			米原市職員の育児休業等に関する条例 第1条～第15条 略 (育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例) 第16条 育児短時間勤務または育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第6条第1項、第	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受け る号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定	第6条第1項、第	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受け る号給に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定

2項、第4項および第5項		により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする	2項および第4項		により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
略			略		
第17条 略 (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)			第17条 略 (育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第18条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第6条第1項、第2項、第4項および第5項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする	第6条第1項、第2項および第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
略			略		
第19条以下 略			第19条以下 略		

米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（付則第5項関係）

改正後	現 行
米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例	米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例
第1条・第2条 略 (給与の額)	第1条・第2条 略 (給与の額)
第3条 略	第3条 略
2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例	2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例

第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

3 略

第4条以下 略

第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。

3 略

第4条以下 略

米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表（付則第6項関係）

改正後	現 行
<p>米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略 (給与の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条以下 略</p>	<p>米原市教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略 (給与の額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 期末手当の額は、米原市職員の給与に関する条例（平成17年米原市条例第40号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例により算出した額とする。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、給与条例第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額およびその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第4条以下 略</p>